

○国土交通省告示第三百十七号

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）附則第六条第八十四項及び第八十五項の規定に基づき、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類を次のように定めたので告示する。

令和三年三月三十一日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）附則第六条第八十四項及び第八十五項に規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類は、別添様式により所管の市町村長の証明を受けたものをもってその書類とする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

(別記様式)

(市町村長) 殿

申請年月日

申請者住所 (事業所)

氏 名 (名 称)

地方税法施行規則附則第6条第 84 項各号に掲げる要件を満たす事業の用に供する  
同条第 85 項各号に掲げる償却資産であることの証明申請書

下記の償却資産が、地方税法附則第 15 条第 45 項の規定の適用を受ける償却資産として、地方税法施行規則附則第6条第 84 項各号に掲げる要件を満たす事業の用に供する同条第 85 項各号に掲げる償却資産であることにつき証明を受けたいので、申請します。

記

1. 対象償却資産

償却資産の名称	数量

2. 地方税法施行規則附則第6条第 84 項各号に掲げる要件を満たす事業の用に供する同条第 85 項各号に掲げる償却資産であることが確認できる書類 (添付)

税制特例の適用を受けようとする事業の市町村内における自転車駐車場の位置が記載されている図面その他の書類

(以下①～⑤がわかるもの。)

①立地適正化計画に定められた都市機能誘導区域の範囲

②税制特例の適用を受けようとする償却資産(自転車を除く。)が存在する自転車駐車場とそうでないものの別

③各自転車駐車場の付近(直線距離 150m 以内)の誘導施設(※1)・旅客施設(※2)との直線距離

④各自転車駐車場に存在する(新たに取得されたものを含む。)自転車を駐車させるために必要な車輪止め装置の数

⑤各自転車駐車場に存在する(新たに取得されたものを含む。)自転車に充電するための装置の有無

(※1)誘導施設:都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能増進施設(商業施設、医療施設等、居住者の共同の福祉や利便性の向上を図るために必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの)

(※2)旅客施設:「鉄道駅」「軌道停留場」「バスターミナル」「旅客船ターミナル」「航空旅客ターミナル施設」の5つ)

税制特例の適用を受けようとする事業において用いられる、情報通信技術を利用した自転車駐車場の使用状況を管理するシステムの表示画面

着工前及び竣工写真(自転車については、自転車駐車場に設置されている状態の写真)

対象償却資産の明細がわかる書類 (上記「1.」記載の償却資産の取得年月、取得価額、耐用年数、所在する自転車駐車場の別等がわかるもの)

その他市町村長が必要と認める書類

上記の固定資産は、地方税法附則第 15 条第 45 項の規定の適用を受ける償却資産として、地方税法施行規則附則第6条第 84 項各号に掲げる要件を満たす事業の用に供する同条第 85 項各号に掲げる償却資産であることにつき、証明する。ただし、本証明申請書に記載した事項及び添付した書類に変更があった場合は、この限りでない。

年 月 日

(市町村長) 印